

平成19年度合併号

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

第20・21号

ひょうごかぞくねっと

【事務局】〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4-1 総合福祉センター2F Tel・Fax (078)371-3930(10:00~16:00 月・水・金)
平成20年9月30日発行 第20・21号 編集人/広報委員会 発行人/兵庫県知的障害者施設家族会連合会 印刷/デジタルグラフィック(株)

障害者自立支援法の廃止を憲法の視点から

ひょうごかぞくねっと会長 由岐 透



国民生活にとって年金、医療、老後、障害者の問題は最重要課題であり、関心事です。5,000万件の年金の行方不明、診療報酬の引き上げ、介護保険料の負担増、後期高齢者医療制度の施行、障害者自立支援法による障害福祉の解体など社会的弱者にとってセフティネットのない社会になってしまうおそれがあり、国に対する国民の信頼、信用不安が拡大しています。国民から信頼される国にするためにはそれぞれの立場から改革を進めることが重要ですが、私たちの立場からは障害者自立支援法が障害者の人権侵害をしている事実を日本弁護士連合会人権擁護委員会に申し立てを行い、社会に訴え理解を求める必要があります。

憲法98条は、この憲法に反する法令は無効であることを1条設けて明確にしています。障害者自立支援法の「応益負担」「障害程度区分」は憲法に違反する法律である疑いがあります。障害者がハンデキャップを補うために必要である費用を「益」とみて、支払い能力のない障害者に応益負担の原則を強いる障害者自立支援法は公平の原則を侵し、また憲法25条国民の生存権を奪うものであります。次に「障害程度区分」の実体は人間そのものの程度の区分であり、憲法11条基本的人権、13条個人の尊重と公共の福祉、14条法下の平等を侵害し障害者は人間として認められていない。障害があろうがなかろうが同じ人間であると認識している民主主義の発達し

ているアメリカ、ヨーロッパにはない制度であります。ドイツの介護保険制度では介護認定をおこなわずケアマネジャー制度で対応しています。

ケアマネジャー制度を障害者自立支援法のなかに取り入れ、ケアマネジャー制度を機能させれば障害程度区分認定を行う必要がありません。ケアマネジャーが本人、家族、医師、ケースワーカーと相談し、障害者の状態と生活環境を考慮した、支援計画を作成し、それに基づくサービス利用については、上限なしにすべて給付の対象とする。計画の内容については市町村がチェック体制をつくれば、その人のライフステージに応じて、どんなに障害が重くても、一人ひとりに合った医療・福祉・教育のトータルな支援体制をつくることのできるのではないのでしょうか。障害者を非該当、1~6までの大雑把で狭い固定的な障害程度区分認定を行うことそのものが人間性を否定したものであるといわざるを得ません。個人の尊厳、人格の尊重、民主主義の基本を重視し、障害程度区分認定を廃止すべきであります。安直で安上がりの障害福祉は人間を軽視し、人が人として尊重されず、誰もが生まれてきて良かったと思える社会とはいえません。親亡き後も安心してわが子を託すことができる社会が待ち望まれます。

20・21号は平成19年度合併号として発行しました。22号は平成20年11月頃発行予定です。

2006年度(平成18年度)事業報告

障害者自立支援法は応益負担、障害程度区分、日割り計算等の重大な問題を未解決のまま児童を除き、平成18年4月から施行され、10月には児童にも適用し本格的にスタートしました。この問題について中央研修会、ブロック研修会のテーマとして取りあげ多数の会員が参加し、障害者自立支援法の問題点について研鑽を深めた。

●評議員会 6月22日(金)

神戸市勤労会館 参加者129名

《總會》

H17年度事業報告・会計報告・監査報告承認に関する件

H18年度事業計画案・会計予算案に関する件

《ブロック別会議と昼食会》

《研修会》

ブロック別研修会と昼食会

講演会 「障害者自立支援法の見直しと家族会の役割」

高知県あじさい園施設長 南 守 氏

●中央研修会 11月15日

西宮フィレンテホール 参加者221人

講演・対談

「障害者自立支援法の今後と家族会の役割」

講師 日本知的障害者福祉協会会長 小坂 孫次 氏

対談 講師 小坂 孫次 氏

かぞくねっと 由岐 透

●家族会大会

県民会館 参加者282人

講演

「岐路に立つ知的障害福祉をどう受け止めるか？」

ー保護者の立場としてー

講師 愛心園園長 福田 和臣 氏

部会別研修会「どこで、どう暮らし続けられるか」

*通所部 ワークホームつつじ施設長 山崎 玲輔 氏

コーディネーター 小山 泰一 氏

*入所部 愛心園施設長 福田 和臣 氏

コーディネーター 三浦 雅晴 氏

●理事会

年間5回・企画会議等

●専門委員会

研修委員会・広報委員会・組織検討委員会・権利擁護委員会

●外部団体との懇談会等

ブロック活動

◆阪 神

《研修》 10月23日

西宮フィレンテホール 参加者198名

講演 「自立支援法の今後」

そして、それぞれの立場から

講師 兵庫県健康福祉局障害福祉課 北井 伸彦 氏

シンポジウム 西宮市健康福祉局障害福祉課・

芦屋市保健福祉部障害福祉課他より6名

《会長会》 5回

◆神 戸

《研修》 9月14日

アステック神戸 参加者250名

講演 「自立支援法にどう対処するか」

講師 神戸市保健福祉局障害福祉部育成課長

横田 治郎 氏

シンポジウム 上野丘更生寮・

神戸聖生園施設長他より5名

《会長会》 3回

《神戸市・神戸市知連・ワーキングチーム活動》 3回

◆東・北播磨・淡路

《研修会》 11月18日

五色精光園 参加者 80名

講演 「自立支援法の施行から」

講師 城陽市障害福祉課 山形 恵治氏

施設見学 五色精光園

《会長会》 2回

◆西・中播磨

《研修会》 11月8日

山崎文化会館 107名

講演 「自立支援法で子どもたちの将来は？」

講師 姫路市障害福祉課 阪井 淳 氏

シンポジウム 宍粟市健康福祉課

介護福祉課長他より4名

《自立支援法研修会》

姫路市自治福祉会館 100名

講演 「自立支援法の運用に関する改定点と対応策」

講師 姫路市障害福祉課 阪井 淳 氏

《会長会》 2回

◆但馬・丹波

《研修会》 12月2日

ハートフル春日 参加者45人

講演 「自立支援法を理解する」

講師 丹波市役所 荻野 雅文 氏

鼎談 荻野 雅文 氏

かぞくねっと副会長 木村 三規子

《施設見学》 2月22日

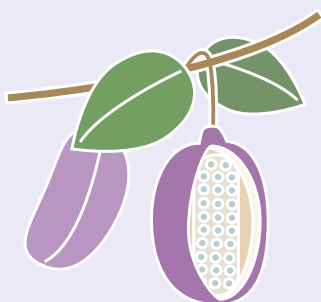
琴弾きの丘・大屋作業所・さつきホーム 参加者32人

《会長会》 4回

2006年度(平成18年度)決算報告

1. 収入の部

科 目	金 額
会 費	5,251,800
寄付等	635,017
前年度繰越金	2,248,824
合 計	8,135,641



2. 支出の部

科 目	金 額
会議費	68,550
旅 費	720,330
会場費	0
印刷費	882,000
通信・運搬費	358,673
渉外費	100,500
研修費	1,730,945
事務消耗品費	276,718
負担・分担金	410,000
人件費	1,698,560
雑 費	26,200
予備費	0
次期繰越金	1,863,165
合 計	8,135,641

障害者自立支援法情報コーナー

利用者負担の見直し(20年7月実施)

厚生労働省4月23日資料

○低所得1及び2(非課税世帯)の障害者の居宅・通所サービスに係る負担上減額をさらに軽減

低所得1 3750円→1500円

低所得2 6150円→3000円

(通所サービスは3750円→1500円)

○世帯範囲の見直し(20年7月実施)

成人障害者について、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分を「個人単位」を基本として見直し、本人と配偶者のみの勘案することとする。

○障害児を抱える世帯の負担軽減(20年7月実施)

①「特別対策」による負担軽減措置の対象となる課税世帯の拡大

年収600万円程度→年収890万円程度まで
(市町村民税所得割額28万円未満)

②居宅・通所・入所サービス共通

低所得1 3750円→1500円

低所得2 6150円→3000円

(通所サービスは3750円→1500円)

課税世帯 年収600万円程度まで
9300円→4600円

課税世帯 年収600万円～890万円程度まで
37200円→4600円



2007年度(平成19年度)事業計画

●基本方針

障害者自立支援法が施行されて1年が過ぎ、その内容の理解が進むにつれ多くの問題点や課題が見えてきた。特に障害程度区分の矛盾、新事業体系移行への不安など自立支援法に関連する様々な変化を、真に利用者のニーズに合ったものにするため親家族としてできる限りの対処をしていかねばならない。

●今年度の重点

- ①県連合会及びブロック会の組織の充実、強化
 - ・ブロック会長会・三役会の強化
 - ・ブロック内の行政・施設・地域へのつながりを強化する
 - ・ブロック内の未加入施設への呼びかけ、賛助会員獲得の啓蒙活動
- ②新事業体系に移行後も各施設家族会の存続を推進

1. 研 修

- ①中央研修会
- ②ブロック研修会

2. 広報活動

- ①広報・機関紙「ひょうごかぞくねっと」の発行
- ②各種情報の収集・提供の推進
- ③事務局だよりの発行
- ④ホームページの充実

3. 交流活動

- ①家族会大会の開催
- ②施設間交流
- ③施設見学

4. 関係機関・団体との連携の強化

関係団体の行事にも積極的に参加していく

5. 専門委員会

- ①権利擁護委員会
- ②広報委員会
- ③研修委員会
- ④組織検討委員会
- ⑤自立支援法検証委員会

●その他

賛助会員

2007年度(平成19年度)会計予算

1. 収入の部

科 目	金 額
会 費	5,365,000
寄附金他	
雑収入	250,010
前年度繰越金	1,863,165
合 計	7,478,175

2. 支出の部

科 目	金 額
会議費	100,000
旅 費	600,000
印刷費	835,800
研修費	300,000
事務消耗品費	70,000
渉外費	1,700,000
通信・運搬費	150,000
負担金	300,000
分担金	150,000
人件費	1,530,000
雑 費	50,000
予備費	1,692,375
合 計	7,478,175



●新役員

吉田良彦理事

(規約改正により但馬・丹波ブロックより)

芝 陽子理事

(規約改正により神戸ブロックより)

花水正夫理事

(福島真司理事の兵庫県社会福祉協議会事業部長後任として赴任されました)

新 員 紹 介

- ①ひょうごかぞくねっとが目指すもの
- ②保護者・家族(会員)に望むこと
- ③子供さんご兄弟についてのエピソード
- ④趣味・余暇の過ごし方
- ⑤最近凝っていること

吉田 良彦

- ①会員になってまだ10年あまり、歳はとっていますが、この道の勉強不足、経験不足の私です。役員の皆さんにいろいろと教えていただいて自分なりに進む方向を見つけて進んでいけるように願っています。
- ②高齢化ということもあり、お互いに活発な意見交換が困難な状況です。少数ですが、若い会員さんの力を借りるなど活気のある会にしたいものです。
- ③利用者は弟(64歳)保護者は兄の私(80歳)です。帰省で家に帰っても2～3日たつと施設へ帰りたくてたまらなくなってしまう。この事喜んでいいのか、悲しんでいいのか複雑な思いです。
- ④詩吟、太極拳を数年やってきました(今は続けていません)
我が家の小さな農園で野菜作りを楽しんでいます。
- ⑤囲碁に凝っています。ボケ防止にと思っています。

芝 陽子

自閉症の息子は、34歳。トミカが大好きで頭のなかは、毎週どのトミカを買おうか？

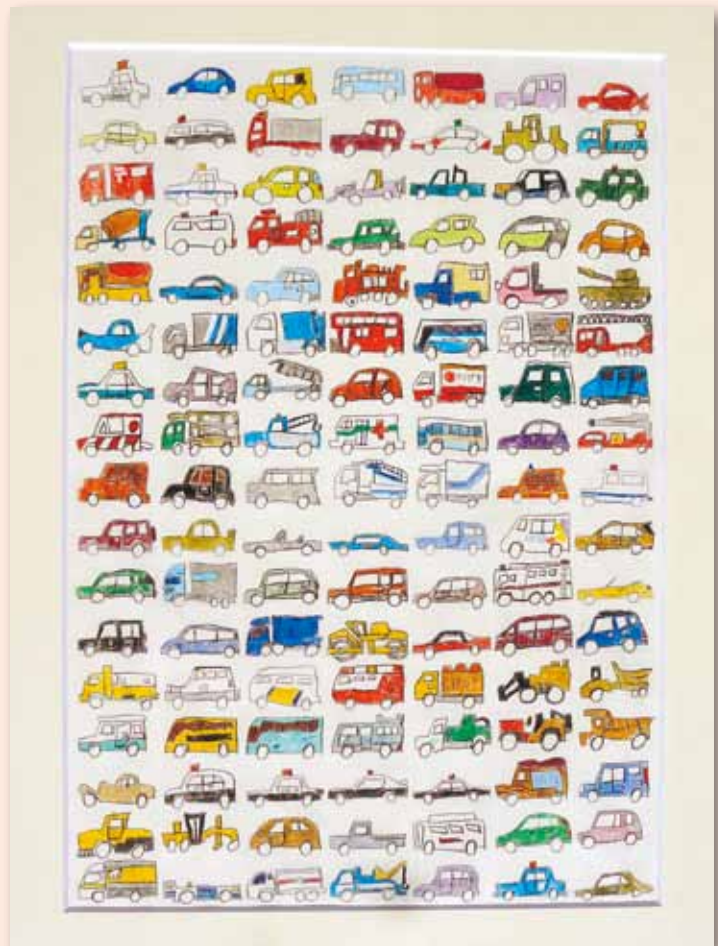
誰かに買われてしまう？と心配がつかまません。でも、夢中になれる事があって幸せそうです。

昨年の夏にこの絵を描きました。

現在は、中国に渡り北京に展示されると知らせを受けました。

息子の部屋のトミカの山から、119台の異なるミニカーを汗だくで見つけた私の努力の甲斐もありました。

「ひょうごかぞくねっと」の役員として、何ができるかを考えながら落ち着いて取り組みたいとおもいます。



評議員会研修

平成19年6月20日

願いは夢に終わらせない

講演会

「今こそ家族の知恵と力で
明日を創ろう」

福岡県知的障害者施設保護者会連合会会長 八木 トミエ 氏



私自身がパラパラと音が聞こえるほど

「目のうろこ」を落とされてきた息子との歴史

「背うた子に教えられ」と言うが、ものも言えない息子が親を教育するとはなんということかと思う。息子は現在51歳だが赤ちゃん同様に、「口に入れられた物を食べる」「足を前に出して動くこと」しかできない（「歩く」とは、目的を持って自分の意思で歩くことなので当てはまらないのではないかと思う）

赤ちゃんのときはしゃべらない、歩くのは遅いとは思ったが、そのうちに何とかなると思い気にならなかった。学齢期になり県立の養護学校へ通うことになる。先生に「字が書けないのはなぜ？」なのかと問うと「握力がないからだ」と言われ、そんなものかと思った。貧しさもあり無知だったとつくづくと思う。

しかし、小学校5年から中学1年のときにすばらしい先生にめぐり合い「おかあさん、この魚の汁はおいしいね」と3語文で言ったのでビックリした。服もきちんとたたむし、「おかあさん、おとうさんお元気ですか（お母さんが先です！）僕は毎日体育の勉強をしています。体育祭には来て下さい」などの手紙も書くようになった。先生の指導だが字は自分で書いている。思春期を前にして理解力が進みすばらしい成長を見せてくれた。しかし、教室は県立なのに雨が降れば傘をさして便所へ行かねばならぬほど老朽化しており、教職員が中心に改善を求め続けていた。その時役所との交渉に、家が近いことから私も加わるようになった。役所で発言するのは初めての経験だったが、「工作で作った車が自然に転がっていくほど老朽化している」とやっとのことで訴えたのを覚えている。その後も訴え続けたところ遠い山の中に新築することになった。現在の施設は街中の病院もすぐ近くにあるところだった

ので、そのことの大事さが分からず、一時は移転を喜んだ。ところが施設職員から「あんな田舎に行くと命の保障ができない」と反対されビックリして予定地を見に行った。本当にバスも一日に数本しかないという田舎で、病気にでもなればどうなるのか不安が広がった。新築は決定事項となり訴えた県議員も「そのうち道路もできる」と楽観視して動かない。保護者会も改築運動からの流れで賛成をしており、八方塞の中、移転先の問題について広く保護者に知ってもらうため新聞を作って配った。また一か八かでPTAの会長に立候補することにした。PTAからは「立候補という規則はない」と言われたが「立候補してはいけないという規約もない」と返して強引に「養護学校とみどり施設の移転反対を主張して立候補します」というと、わっと拍手が沸き会長に就任した。

普通学校に特殊学級がない時代だったので、県内各地から養護学校へ就学してきている。遠くから福岡に来るのがやっとの親にとって、そこから遠い山奥に養護学校が移転してしまうと面会もままならなくなってしまった。そういう思いが会長に押し上げてくれたのだと思う。

県の労働組合・教職員組合など7団体のバックアップを得て移転反対運動に奔走する。県知事に特殊学級に通う娘さんがいることが分かったと、知事の親心をくすぐり、福岡市を動かし、やっとのことで福岡市内に養護学校とみどり施設を新築することができた。

その間に2年半の時間が過ぎわが息子は卒業し、とうとう新しい学校には入れなかった。しかし特例で息子のいない養護学校のPTAの会長になった。開校式の演説で「開校がなぜ今日になったのか？この遅れは親の責任だ。親がしっかりしていたらもっと早くに実現していた」と言ったことが校長の心琴にふれ、敵対関係

にあった校長とも和解することができた。「僕たちも一生懸命運動していたけど、移転が食い止められるとは思っていなかった。親の力はすごいと思った」と言われた。行政に対して親の訴えは想像以上の力を持っていることが分かる。

校舎は新しくなったが、箱ばかり作っても中身が大切だと、教師の資質が大切だと息子の経験から痛感していた。それは6年生の時、通知簿は「あれもできない。これもできない」と書いている。「できる」と書かれているものは5年生までに獲得したものばかりで6年生の成長が見られない。しかも、卒業写真も息子が入っておらず、抗議すると「息子さんは入院中だった」と弁解する始末。(勿論アルバムは後日写真入のものを手にしたが)

熱心な先生とそうでない先生の差が大きいことが分かった。「私は授業しました。子どもさんが理解できなかったのです」では困る。と息子が卒業してからも10年間副会長をして学校訪問を続けた。

その頃、勧められて全国障害者問題研究会に参加した時、母親の代表が「すみません。ありがとうございますと頭を下げるだけの親でなくこうしてくださいといえる親になりましょう」と言われ、目からうろこがぼろぼろと落ちる気がした。大分大学のある教授は「親は障害児を産んでこの子の犠牲になろうと思っているかもしれないが、この子と共に成長してください」といわれ、この子がいることで自分もずいぶん勉強できたと思っている。これが私の出発点だ。

脳も身体の一部と訴え、身体障害者と同じ権利を勝ち取った全国へのあゆみ

「4.3人に一人の今の職員配置ではなかなか支援しきれない」と施設職員から言われ、それらを訴えに障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会(障全協)に参加するようになり、25年ぐらいいは続けて行っている。その頃措置費の時代で「同居の兄弟も合算して負担金を払う」制度だったものを「兄弟にまで負担させるのはおかしい」「身体障害者は本人の収入による応能負担なのに、なぜ知的障害者は親兄弟まで負担を強いるのか」と問うと、「障害の種類が違う」と返事が返ってきた。「脳は身体の一部ではないか」と返すと厚生労働省の誰も返答できなかった。こんなやり取りを3年ほど続けて兄弟負担が外れた。次は親だと訴えた。これも3年

ほど厚生労働省に訴え続けて、社会保障審議会で本人だけの負担金になり、親の負担がなくなった。「支援費制度になって初めて親の負担が外れた」と言った団体があったが、18年も前に私たちが勝ち取ったものだ。だから入所施設利用の子どもの貯金がある程度貯まっていたわけだ。

入院して初めて分かった病気に備える 「病院内福祉」と「お金」

息子がガンになって1ヶ月の入院をした医療費が無料の時代で、私がべったり看護に付いたのに、月に20万円ぐらいいの出費がいった。施設も終末医療に200万円ぐらいいはいるだろうと当時施設長から聞いた。今は、施設に付き添ってもらってもお金がいるし、親の高齢化もあり看護をできる人がいるだろうか心配する。

息子は手術して何十針も縫っているのに、麻酔が醒めたとたんにベッドから起き上がり歩き始めた。トイレにいくゆとりすらない看護だった。病院にも「治療」と「看護」の他に「福祉」がいる。家族がいなかったり、付き添いできる人がいなかったり、お金がなかったりする人の病気や、終末医療はどうなるんだろうと恐ろしく思う。

我が事にならないとわからなかった 障害者自立支援法の悪

障害者自立支援法が発表されても無関心の人が多かった。私も、県の人から「月に5万円いるようになる」と言われていたのに、実際にスタートして利用料が徴収されて初めて「うわぁ」と思った。障害程度区分でもある時職員が「八木さんは程度区分3になりますよ」と言われて初めて障害程度区分のおかしさ、残酷さに気が付いた。あわてて程度区分についての研修会等を開いて、情報提供に努めた。障害程度区分でおかしいと思うのは「できる」の反対が「全面介助」となっている。「できる」の反対は「できない」で「できない」は介助されてもできない。「全面介助」すればあたかも「できる」のような解釈はまったくおかしい。例えば「電話がかけられますか」と言う設問があるが、電話を全面介助でどうして身代わりができるのでしょうか。

今の障害程度区分では施設で暮らせなくなる人達の



次の暮らしのビジョンを作らないままに、施設縮小の福祉計画だけでできているのが障害者自立支援法だ。美しい言葉だけがちりばめられている障害者自立支援法の矛盾を説くべく、福岡県及び県内の各市へ述べ15回ぐらい訪問している。ある市の市長が「これは憲法違反だ。議会で私はそれをはっきり言っている」「親も声を上げないといけない」「選挙に行かないといけない。政治に無関心ではいけない」と言われた。革新の市長ではなかったのに憲法を持ち出して話をされたのは初めてだった。また、ほとんどの障害福祉課長は介護保険との統合に反対だと言っている。議会もまわっているが、理解が深まってきているのを実感でき希望が持てる行政廻りになっている。全国知的障害者障害者施設家族会連合会は活動する団体なので、ぜひ行政廻りをしてほしい。

北欧の福祉から見えてくる日本の貧しさを 作ったのは他ならぬ我々の無関心

街は落ち着いて美しく、街に人が住み郊外に働きに行っている。ストックホルムでは親の会が主催でダンスパーティーを開いている。踊れない重度な人も音楽を聞いたりして楽しんでいた。ストックホルムを真似て、福岡の育成会でも成人式にダンスパーティーを開催している。スウェーデン・デンマークの話をする。「税金が高いのだから当たり前」だというのがあれば「言わない嘘」。確かに税金は高いが、平均労働者の賃金も高い。グループホームの世話人が日本円で50万円もらっている。25万円税金を払うが、残りは不可分所得で全部使いきっていいお金になる。教育費(大学に行くと月8万円の補助が出る)・医療も無料で葬式の費用も公費で出る。女性の社会進出が85%、議員の5割は女性。そういう女性の声が国の制度に生かされている。

どこも少子高齢化だが男性の子育て参加の力も大きい。

障害者は早期年金といい、スウェーデンで30万円、デンマークで35万円、そのうち税金を払って残りが自由に使っていいことになる。障害のある人でも1年に1回ぐらいは友人と海外旅行に行くゆとりはある。ちなみにスマトラ沖の津波時に外国人観光客の犠牲者が一番多かったのがスウェーデンで800人も亡くなった。はるばる北の果てからインド洋まで大勢

の人が遊びに来ていたことであり、その国の豊かさを表している。政治とは困った人を助ける事と認識している国と、持てる人をより富ませる日本との政治スタンスの違いを強く感じた。スウェーデンも政権担当政党によって方針が代わるが、人権を大切にする教育がしっかりしているから福祉は揺るがない。文字通りゆりかごから墓場まで補償された国と日本の将棋の駒のように振り分けられる福祉とは大違いだ。この天国と地獄のような差は、実は我々に責任がある。われわれはおろかだと思ふ。政治を他人事と思って無視し続けた結果が今の法律に繋がっている。投票率30%代の日本と80~90%の北欧の国との違いだ。

人口8,000人ほどの小都市の議会を見学に行った。議員は報酬が少なく兼業でする人が多いので夜、議会が開催される。議員は15人、執行部は市長と補佐役の2人が参加していた。大勢の傍聴者に囲まれて。どこかの部門の予算が足りなくなったという議題だった。議員は各部門の代表でかなりの権限があるようだ。市長が順番に各部門の予算削減ができないか聞いていく。議員が「少しならできる」とか「無理」だとか答える。そのたびに傍聴の人達が大声を上げている。中には「撃ち殺してやる」という物騒な発言もあった。裏を返せば撃ち殺してやりたいという発言があるほど政治への関心が高いともいえる。また、議会も予算の分捕り合戦ではなく、何とかしようと前向きな温かな政治を感じた。

私たちは私たちが政治を袖にしてきたツケを何とかしないとイケない。

日本のグループホームはミニ施設

グループホームを訳すると、家の集まりになる。一人で暮らせる機能を備えた单身マンション(ホーム)が集まったものでなければならない。日本のそれはミニ

施設。言葉にだまされてはいけない。ふすま1枚で隔たれ、友達も呼べない、親も泊められないそんな部屋の集まりをグループホームと呼んでいいのか。

しかし、市民権を得つつあるミニ施設＝グループホームの解釈が定着しない間に、行政を、世間を教育しなければならない。私はあらゆる場所でこの事を話している。

生活の場とはグループホームや入所施設とかの前に「知的障害者が同じ年齢の人と同じ当たり前の生活ができること」が基本的でなければならない。「当たり前の生活」の定義は難しいが「プライバシーが守れる事」「ホームである事」は入れたいと思う。それはいわゆるグループホームでも入所施設でも同じだ。そこを抜きにしてグループホームの亡霊が定着してしまわない為に、今、私たちが頑張らねばならない。

■「同年代の人と同じ暮らしをする権利がある」

障害者権利条約が成立し、政府訳も発表された。しかし、グループホームの和訳でも分かるように、政府が訳するとき、誤訳する事が懸念されるので「眉にツバをつけて」見るようにしなければならない。

国際法がその国の法律より優れていたなら、国内法を改めなければならないことになっている。日本は批准にはサインをしたが、国内法の点検・整備をしなければ条約の締結はできない。「子どもの権利条約」時には法の成立後、日本署名までに4年もかかっている前歴があるので、要注意だ。「障害者自立支援法」は「障害者権利条約」に抵触する項目が多々あると思われる。検証を急ぎたい。

骨子は「その国の同年代の人と同じ暮らしをする権利がある」である。知的障害者の人達が保障されているだろうか。同年代と人とは程遠い暮らしを強いられている私たちの子ども兄弟の暮らし方の目標として改善を急ぎたい。

■「この子らを光に」この子らに導かれて、親の力を信じて、一步を踏み出そう

息子の学校問題で、親の力を自分でも驚いた出発。福岡福祉協会の会長より親の力を貸してほしいといわれて立ち上げた福岡県知的障害者施設保護者会。この

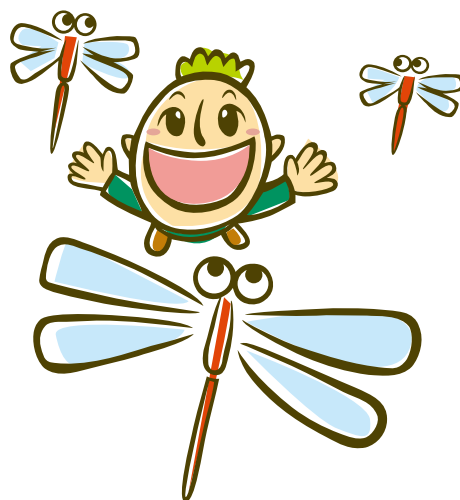
時は「こんな組織を待っていたと」涙を流して喜んでくれる人達がいた。会費値上げの擬態の時には、反対の意見も出た中で「私たちはこの会に子どもの命を賭けているのです」という力強い声に助けられたと共に、責任の重さを痛感した。

長い間、知的障害運動をしてきて、糸賀先生の言葉に「この子らを光に」と言う言葉をしみじみと噛み締めている。私も「もの言わぬ」子供が「母ちゃん、こっちだよ」と教え続けてくれているように思う。

ヘレンケラーは「障害を持つことは不自由だが、不幸ではない。不幸にしているのは社会の差別だ」と言っている。私は毎年、手帳の第1ページに座右の銘として書き記している。

子どもたちを光とし、社会の差別をなくしていく時、親の声が効き目があるとつくづくと思う。障害者を少数意見だと思って遠慮するのはおかしい。そもそも我々は障害者の予備軍ではないか。「障害は特別の事ではなく、あなたの子どもの孫に生まれるかもしれない。あなたが明日障害者になるかもしれない」と説いていくとよい。

この全国知的障害者施設家族会連合会の意義は大きい。日本の知的障害者福祉の先頭を切るのはこの会だと思っている。私たち親が、政府に行政に提案し、親亡き後、親があっても見切れない子供の為の楽園を作る義務がある。この会は福祉の坂本竜馬になってほしい。私たちの生の声こそが行政を動かし、議員を動かし、国を動かす事ができると信じている。そのためにまず動いてみてほしい。障害者は少数の問題ではない。揺るがぬ心で世に訴えていってほしい。



中央研修会

「いまこそ ひょうごかぞくねっとから」

講演

全国知的障害者施設家族会連合会会長
兵庫県知的障害者施設家族会連合会会長 由岐 透氏

H19年度より全国知的障害者施設家族会連合会の会長に就任し、全国で講演活動に忙しくなられた由岐透ひょうごかぞくねっとの会長を講師に、日頃考えておられる事を講演していただきました。

兵庫県知的障害者施設家族会連合会(ひょうごかぞくねっと)、全国知的障害者施設家族会連合会は障害者自立支援法に対して、特に「応益負担」「障害程度区分」に反対または廃止の立場で取り組んでいます。

私は福祉サービスの「サービス」という言葉にいつも引っかかります。「サービス」には「付加価値」「おまけ」は、言い過ぎとしても「〇〇してもらった」というような感覚になります。私たちの子ども・兄弟は「サービス」を受けるのではなく、「支援」であってほしいと思います。

《応益負担》

知的障害は誰にでも起こりうるリスクであり、それを個人の責任に押し付ける国は、セーフティネットも安心できないのだということを、全ての人に訴えなければなりません。

知的障害のある人は望んで障害を持って生まれてきたのではないのです。大きく言えば人類社会を維持するために必要があって、障害のない人のために生まれてきたのです。本人の責任でもない、親の責任でもない。障害のない人たちは自分の代わりにこの人たちがいることに感謝し、健常者が払った税金で、この人たちを社会全体で扶養するべきだと考えます。

《障害程度区分》

障害程度区分によってその人の人生が人によって決められる。知的障害者には人権・人格がないのかと言いたい。そのひとのライフステージ(幼児期・学童期・成年期・老年期)それぞれの環境・症状に応じてその人に適切な対応ができる仕組みこそが大切だと考えます。

ハートフルステージ

今や神戸では有名になった土曜日の天使たちは、名前どおり休日は各方面から出演依頼があり大活躍されています。

光生園太鼓は日ごろの練習の成果を堂々と発表してくれ、心に浸み込むようでした。



シンポジウム

コーディネーター 中林 稔堯氏(神戸大学教授)

シンポジスト 由岐 透氏(講師)

婦木 治氏(県知協会会長)

松本多仁子氏

(きょうされん兵庫支部事務局長)

それぞれの立場から自立支援法下の兵庫福祉の現状を話し合いました。

赤い羽根共同募金補助事業



◇全国知的障害者施設家族会連合会活動報告◇

☆ 障害者自立支援法の抜本的見直しを要求する緊急集会 《H19年6月21日》

「障害者自立支援法の抜本的見直しを要求する緊急集会」に日本知的障害者福祉協会の要請により参加しました。全国から約1,700人、そのうち全国知的障害者施設家族会連合会からおおよそ700人、ひょうごかくねっとから64人が参加しました。また、平行してご協力願いました請願署名は全国で約60万人、ひょうごかくねっとは2.6万人分を集めることができました。これらが12月与党プロジェクトチームから出されました「抜本的見直し案」の推進力になりました。

緊急集会に参加して

6月21日、私たち32人は、神戸空港に集合し羽田へと飛び立ちました。会場の東京メルパルクホールは全国から1,700名のゼッケンやハチマキをつけた関係者たちで熱気むんむんでした。

集会は自民党議員が入れ替わり立ち代り壇上で挨拶をされました。どうも議員先生方の中では障害者といえば身体障害者のことしか念頭にないようでした。この集会を通じて知的障害者の置かれた現状を理解してもらうことができたのではないかと思います。

☆ 全国知的障害者施設家族会連合会 第3回全国大会(松山大会) 《H19年9月7日～8日》

全国から21県141人が松山に集結し、二日間にわたり熱気あふれる集会となりました。2日は高崎健康福祉大学大学院教授 相澤與一氏を招いて「今、家族として何をなすべきか」をテーマに基調講演を行い、つづいてシンポジウムをおこないました。翌日は朝6時30分より支部長会、9時から総会、つづいて「徹底的に話し合おう」と題して参加者からの意見についての討論会でした。

各県の状況や障害者自立支援法で困っていることなど、時間がいくらあっても足りない中で障害者の人権を擁護することを柱に、「障害者自立支援法廃止の世論を作ること」など7項目の大会決議を採択しました。

☆ 全国知的障害者施設家族会連合会研修会 《H19年11月10日》

名古屋に全国から52名が集まり、状況報告と講演会を開催しました。講演は三谷嘉明教授の「障害者

自立支援法の廃案を」と初谷良彦教授の「憲法13条からみる障害者自立支援法の違憲性について」でした。

障害者自立支援法を世界の動きから、憲法の立場から見ることができました。また、全施連独自の署名活動や全国統一行動についての話し合いも進めることができました。

☆ 書籍「障害者とその家族が自立するとき」 (相澤與一氏著)の斡旋販売

精神障害者の親の会で活躍されている相澤與一氏の著書にめぐり合い、親の立場からと学者の目からの両方からの鋭い切り口を持つ著書を全施連で斡旋販売することとしました。全国で約3,000冊、ひょうごかくねっとで約400冊が購入されました。全施連の資金源になると共に、自立支援法への理解を深めることができたのではないかと思います。

☆ 請願署名

全施連設立時よりの悲願であった独自の署名活動を開始しました。「障害者自立支援法に関する請願」と題し、「応益負担」「障害程度区分」の問題を第一に医療負担や児童の問題など6項目について署名運動を実施しました。全国で40万人を超える署名が集まり(ひょうごかくねっとは3万5千)請願活動中です。

☆ デンマーク・フィンランド福祉視察の旅

福祉先進国として知られる北欧は、暮らしたい国世界一のデンマーク、教育世界一のフィンランドと近年にわかに脚光を浴びています。社会的に一番弱い人を大切にしてきた国は誰にでも優しく暮らしやすい国だと証明されたようです。それらの国で暮らす障害のある人の暮らしと仕組みを自分の目で確かめたいと企画しました。時間もかかり費用が高く、(全額自己負担)参加人数はなかなか集まりませんが、2回3回と企画できたらいいと思っています。



家族会大会

「障害者自立支援法」私たちはどう捉えていけばいいのか、障害者福祉の研究者で日本知的障害者福祉協会のブレインとしてご活躍の三谷嘉明氏と、憲法学者の初谷良彦教授をお招きして講演会を開催しました。

講演 1

「抜本的見直しの抜本的とは？」

名古屋女子大学教授 三谷 嘉明氏

私は今から30数年前、障害乳幼児通園施設、東京「うめだ・あけぼの学園」創設に参画・指導主任時代に様々な障害をもつ子どものお母さん方はお子さんと接し、そこでの経験が私の福祉の原点になっています。

障害を持つ子どものお母さんは当面の課題は勿論ですが、小学校・中学校・高等学校、成人式、結婚、就職、家庭生活、老後の生活はどうなるか、生涯にわたってご心配され、さらに自分の死後のことまで常にご心配されながら、お子さんの幸せを考えておられることを学びました。それ以来、私は人間を考える時、常に生涯発達を念頭においています。また、個人の発達支援には適切な時期に適切な支援を必要とし、個人をとりまく物理的環境や心理・社会的環境の重要性にも気づかされました。

さて、支援法は知的障害児・者にとって最悪の法律だと思います。この法律は従来の福祉関連法との連続性を保ちながらも、異質です。これが福祉法なのか？ という驚きです。

支援法の根底にある思想は介護保険との統合（整合性）、財源の徹底的削減、競争原理の徹底、成果主義、能力主義、機能主義、統体としての人間を機能に解体する人間観、等々の反福祉であります。今こそ、この思想を打破する新しい思想の創造が求められ、その意味ではわれわれの力量が試されています。

支援法の大転換は本格的な「施設解体」にあります。「施設」が「事業」に変更されていること自体、すでに施設は解体されていますが、施設関係者でも未だにその事実が確実に認識されている方は少ないと思います。深刻なのはその後のビジョンが不明確なことです。そこに利用者は完全不在です。支援法の進行は必然的に施設の経営を圧迫し、施設経営者はやむなく施設閉鎖を余儀なくされ、その責任は施設経営者の努力不足にします。施設閉鎖は予想外の速さで訪れます。私は数年あれば施設が絶滅に瀕すると思います。まず、人材が枯渇し、福祉精神の崩壊、建物だけが残り、これまで蓄積してきた福祉の知識と技術も霧散解消し、再興は困難を極めます。やむなく施設を出された利用者は一体、どこへ行くのでしょうか？ 地域に受け皿は何もなく、それでもなし崩し的に地域移行が推進され、結局、家庭に責任が転嫁されることになります。もし、厚生労働省が確たる思想と方法を持って施設解体を決意するなら、施設解体の大転換と同時に地域の社会資源の整備拡張計画

が立案され、綿密な計画が開始されるでしょう。厚生労働省は施設（施設というハコモノ、厚生労働省の表現）から地域移行へのパラダイム転換（施策の大転換）を喧伝し、既に法的には実施しています。その思想的根拠に「ノーマライゼーションの原理」が悪用されていますが、私はこの悪用に憤りを感じています。

激動の中、日本知的障害者福祉協会の小坂会長、西村副会長を始め、協会の決断は正しく、協会と全施連とが協同の提案を提示し、粘り強い交渉が自民党、厚生労働省との間で継続されています。

「障害程度区分」（以下、程度区分）支援法の心臓部です。厚生労働省も全神経を集中している重要課題です。これが決定しないと、支援法自体が機能麻痺を起こします。そのため厚生労働省は断固として廃止を阻止するでしょう。それは「程度区分」の抜本的な見直しは支援法自体の根底を揺るがすことになるからです。なぜなら、支援法は介護保険制度をモデルに作成されているからです。「程度区分」によって報酬単価が決定され、そこから全ての事業の財政が計算されているからです。しかし、これは、障害者福祉の歴史、なにかんづく障害のある人を冒瀆するものであります。

私は「程度区分」を廃止し、「支援度区分」とする。さらに、「程度区分」と報酬単価は分離することを提案したいと思います。これができれば、まさに抜本的見直しがほぼ達成できると思います。後は自動的に見直しが可能になります。逆に、これが実現しなかったなら、抜本的見直しは完全に水泡と化します。協会と全施連は全力を挙げ、如何なる手段を講じてでも、「程度区分」と報酬単価の分離を実現しなければ、知的障害者福祉の未来はありません。

障害者福祉の歴史は「親の会」の主張、あるいは一人の親の真剣な訴えが世論を動かし展開してきた事実があります。知的障害のある人の課題は全ての人々の課題であることをどのように一般市民に理解してもらえるかにかかっています。それには特別な方法はいらないと思います。純粋な心で、あたりまえのことをあたりまえに、歴史の終りまで語り続けることではないでしょうか？ 知的障害のある人の特徴は時間をかけ、丁寧に、何度も繰り返し学習する機会さえあれば、人間が誠実かつ幸福に生きていく上で必要な事柄は全て獲得できるとともに、彼／彼女の存在そのものが周りの人々の心を純粋なものにすることになるでしょう。

講演 2

「障害者程度区分は
憲法13条(個人の尊厳・幸福の追求権)に反す」

愛知淑徳大学教授 初谷 良彦 氏

ゴーリキイの「どん底」が訴える「人間の尊厳」を念頭に置きながら、障害者自立支援法を考えてみたい。

《ゴーリキイのいう人間の尊厳》

ゴーリキイの「どん底」を読み直すと、これこそ本当の福祉の心であると改めて痛感した。戦前戦後を通して障害者自立支援法ほどの悪法はめったにない。特に障害程度区分は人権を無視している。「どん底」は、こうした法の非人間性と激しく対立する。人生に対するスラブ民族の底抜けの楽天性と哲学性を暗いどん底の暮らしの中で描き出した不朽の名作と評される(中村白葉訳)。

サーチンという人物をして、「全ては人間の中にあるんだ、すべては人間のためにあるんだ！ この世に存在しているのは、ただ人間だけで、そのほかのものはいっさい一人間の腕と頭の仕事だ！ にいんげん！ どうだてえしたもんじゃねえか！ じっさい豪勢な響きがするじゃねえか。にいんげん！ 人間はあわれむべき者じゃねえ。あわれんだりして安っぽくしちゃならねえ。尊敬しなきゃならねえんだ！」と、言わしめている。ゴーリキイの深い人間観が出ている箇所だ。

人間はどのような境遇にあらうと障害をもとうと人から哀れまれるべき存在ではない。

《障害は「ある」なのか「持つ」なのか》

「障害のある人」「障害を持つ人」という呼び方がある。今は「障害のある人」が一般的だが、私は、「障害を持つ人」と言っている。

1981年の国際障害者年は障害者の呼び方についても考える一つの契機になった。以前はdisabled personと言っていた。「person」を「disabled」で修飾することになり、人権侵害になりかねない。障害者年以後はこの反省を踏まえてperson with disabilityとwithを使うようになった。withだと、たまたま障害をもっているという意味になる。日本語に訳すと「持つ」なのか「ある」なのか。

ハンディという言葉も使うが、「社会的不利」と訳している。これもおかしい。何気なく使っている言葉がゴーリキイの言う「人間不在」に繋がっているかどうか考えてほしい。言葉自体から壁にぶち当たっているのが現状だ。

私自身はたまたま障害を持った人間と言う意味で「障害をもつ人」と言っている。議論を重ねてほしい。

《障害者自立支援法と憲法13条》

障害者自立支援法(以下自立支援法)の「障害程度区分」は、人間に程度区分というレッテルを同じ人間が貼り、区別している。さらにそれに報酬が連動しているということ。人間を商品化しているということになる。ゴーリキイの人間観とは似ても似つかない典型がこの障害者自立支援

法である。国家がそのようなことをしていいのか。

1963(昭和38)年、ケネディ大統領が大統領知的障害委員会の席上、「心身障害者に関心を寄せるのは、それはアメリカの未来を拓く鍵だからである」と述べた。これは我々の人間観に対する呼びかけである。

この非人間的なこの法律を覆す最後のよりどころは「憲法」しかない。憲法13条は憲法の中でも最重要な条文の一つで、人間の尊厳と幸福追求を謳っている。改憲を唱える人も、この13条に反対している人はひとりもない。

この憲法13条は前段と後段の二つに分かれている。前段は人間の尊厳を謳っている。「全ての国民は個人として尊重される」と個人の尊厳を説いている。この一言は、まさに人類の多年にわたる努力の成果である。後段「生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しないかぎり立法その他国政の上で最大の尊重をする」とある。「人間の尊厳」と「幸福追求」を説いている素晴らしい文言だ。

人間はこの世に生を受けた以上幸せを追い求める権利がある。幸せの青い鳥を求めることは人間の人間たるゆえんで、国家は最大限尊重をすべきだ。この人間の根源的な幸せになる権利を侵害するような国の行為を我々が許したら日本の未来はない。この自立支援法はまさに、この幸福追求を障害程度区分によって制限しようとしている。

《由らしむべし、知らしむべからず》

明治7年、「恤救規則(じゅつきゅうきそく)」という天下の悪法がつくられた。貧弱きわまりない内容で、しかもまったく封建的思想の慈善事業だ。救済措置という名目の下に人間以下の扱いを許したおぞましい悪法だ。これに似た自立支援法が日本国憲法下、まさか通るとは思わなかったが、力づくで通してしまった。

この法律の制定過程を見ていると《由らしむべし、知らしむべからず》という言葉の思い出させる。「人民はただ従わせるのがよろしい。法の内容を明らかにすれば、法の網をくぐって悪いことをしたり、その裏を考え出したりする輩がいるから知らしめるな、というわけである。徳川幕藩体制が265年の長きにわたって存続し得た理由の一つはこの統治のあり方にある。

最初にこの言葉を使ったのは豊臣秀吉であると言われている。徹底的に使い始めたのは徳川幕府で、厚生労働省はこの《由らしむべし、知らしむべからず》を自立支援法に適用しようとしたのだろうか。制定過程において議員には、この法の政省令を見せなかった。野党議員が「これでは審議できないではないか。政省令を見せてほしい」と言ってもなかなか見せなかった。「知らしむべからず」

を厚労省は徹底した。

また省令にしたってこの方がもっと分からない。みんな分からないから「電話で聞く」「電話で個々に答える」「通達がでる」それが実質上の法律になって広がり、支援法の理念からさえもどんどん乖離していく。まさに「換骨奪胎」である。だからこそ、抜本的見直しが大切だ。財政難だと言うが、障害を持つ人達は我々の仲間だから、我々はよろこんで税金を出す。そのことが厚労省は分かっている。

なぜ官僚がこういう事ができるのか。わが国は議院内閣制をとっているが、本当に議院内閣制なのだろうか？ 明治時代に黒田清隆が超然内閣制を作り政治家を排除した。官僚が政治を進めてきた。民意を排除してきた。現在はもっとひどい官僚内閣制になってしまった。官僚が強いのは、数字の権力を握っているからだ。情報の中でも数字を握っているので政治家は手も足も出ない。

《ノーマライゼーション》

障害をどう捉えるかは、適切な社会関係を営む上で最も大切なことである。その意味でもこの障害者自立支援法は失格である。人間は「生きている事自体に価値がある」すなわち「存在そのものに価値がある」そのことを前提に厚労省は全面的にこの法律を見直す必要がある。

また、ノーマライゼーションという言葉は施設不要の根拠として使っていることが怖い。しかし、ノーマライゼーションの提唱者バンクーミッケルセンは施設を否定

してはいない。施設の人達が献身的に作ってきた福祉の歴史を一顧だにせず、施設で暮らしている障害者の選択権を無視し、今「施設を否定し、地域で生き生きと暮らせ」と説く論者は罪深いと思う。

自立支援法と言うが「自立」とは何か？ 議論をつくしてほしい。

根本的には人間の尊厳は国家権力を抑制する。

憲法13条は人権の尊厳を定めたものであり、自己選択、自己決定を定めたものであり、全ての人達の幸福を願うものである。したがって、自立支援法は憲法13条の精神に反する。

フリートーク

阪 神 …………… 日高 京子氏
神 戸 …………… 芝 陽子氏
東・北播磨、淡路 …………… 小山 泰一氏
西中播磨 …………… 蔵屋 健夫氏
但馬・丹波 …………… 吉田 良彦氏

それぞれの立場から、
ブロックの様子や想いを発表した。



家族会大会に参加して

自立センターあづま保護者 芝 陽子（ひょうごかぞくねっと理事）

H20年2月6日（水）県民会館9Fホールにおいて、265名参加のもと「ひょうごかぞくねっと家族会大会」が開催されました。

午前の部では、全施連活動を高く評価され、いつも熱く応援して下さいいるお二人の教授をお迎えし講演をお聞きしました。

名古屋女子大学三谷教授の講演では、障害をもつ子供のお母さん（お父さん）は、当面の課題だけではなく、その子の生涯、また自分の死後のことまで常に心配し、子供の幸せを願っていることを知った。その時の経験が、自分の福祉の原点になっている。と話され、障害者自立支援法の問題点を指摘されました。

- ・「障害者基本法」の本質を歪めている。
- ・自立支援法の大転換は、「施設解体」になるのでは？
- ・自立支援法は、運動していく事により理論の余地がある。程度区分は、支援法の心臓部、程度区分の抜本的見直しを訴え、「支援度区分」とする事を提案したい。

親の真剣な訴えほど、世論を動かすものはない！

とお話を結ばれました。

続いて、初谷教授の講演では、

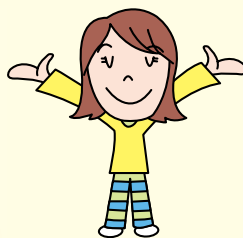
- ・どのような障害をもとうとも、人間は平等に尊重され、国家や憲法に先立つ人間固有の権利である。
- ・自立支援法は、人間固有の権利を無視した人間不在の法である。
- ・個人の尊重、幸福追求権からみた障害程度区分は、人間の尊厳を踏みにじるものである。

と法律家としての立場からの見方をお話されました。

お二人の話を聞いて、親以外にも、こんなに一生懸命子供達の事を考えてくれる方がいるのだと、驚きとともに、私たち親は、決して諦めずに、今さら、運動しても仕方がないと思わずに、由岐会長とともに活動していかなければとの思いを強くしました。



わたしたちの がんばり



6

兵庫県社会福祉事業団 赤穂精華園

華輝 (はなのかがやき)

▶ 井戸知事よりの感謝状



▲ チーム魂羽飛(コンバット)のみなさんと

2003年より余暇活動の一環として、よさこい踊り、華輝(はなのかがやき)を全園で取り組みを始めました。児童寮40名、成人寮184名、授産寮50名の利用者で活動しています。

かけ声の大好きな人・鳴子を鳴らす人・踊る人・ベンチに座って踊る人・応援する人・旗を持つ人など、みんなでよさこいを楽しむチームです。

特に成人寮では、毎朝ひと踊り後、日課が始まります。

そして、2006年兵庫のじぎく大会全国選手団を歓迎する集いに出演し、チーム「^{コンバット}魂羽飛」の皆さんとのコラボレーションを楽しみ、井戸知事よりお褒めの言葉と握手に大感激でした。

みんな「でえしょんおどり」が大好きです。3000発の花火の下で踊る赤穂市民の夕べ、しおばなまつり、赤穂でえしょん祭りでは、県内外のチームの皆さんと一緒に踊る総踊りの楽しさ、赤穂精華園祭では、赤穂でえしょん協議会のチームの皆さんと利用者全員参加の総踊りで盛り上がります。

当地赤穂では、よさこいのことをでえしょん踊りといいます。赤穂の方言で「でえしょん」とは、「何をしているの?」という意味で、ただ踊っているのを見ている人に一緒に踊りましょうと呼びかけています。そして、夢は大きく、地域の皆さんに赤穂精華園から「でえしょん」踊りの楽しさを知らせ、「でえしょん」と発信し、地域社会全体に、「みんな踊ろう。」「みんなで楽しく暮らそう。」「そして「みんなで幸せになろう。」と呼びかける「でえしょん」踊りにしたいと願っています。



ホームページ「ひょうごかぞくねっと」の
《わたしたちのがんばり》アートギャラリーに掲載しています。

私の視点

◆障害者自立支援法

個人に応じた支援計画を

全国知的障害者施設家族会連合会長 由 岐 透

政府や与野党が、06年に施行された障害者自立支援法の見直しを検討している。法の施行で、障害者の自立の道は狭まっている。抜本的な改正を求めたい。

法の柱の一つは、福祉サービスの利用者が、費用の原則1割を負担する制度の導入だ。所得に応じた応能負担から、受けたサービス量に応じた応益負担への転換であり、政府は一定の軽減策を講じているが、法の施行後は負担増に耐えられなくなって入所施設から退所したり、通所施設の利用を手控えたりする障害者が相次いでいる。

兵庫県尼崎市の通所授産施設に通っていたダウン症の30代女性は、施設での作業工賃が月3千円しかないのに、法の施行後は月3万7千円の施設利用料を支払わねばならなくなり、退所して自宅に閉じこもるようになった。費用の負担を減らそうと、利用日数を大幅に減らした女性もいる。

入所施設では、利用料や食事代など月に5万5千円ほどの支払いを求められるようになった。障害等級1級では月額8万3千円、2級は6万6千円の障害基礎年金があるが、障害があることで生活費や雑費もかさむ。年金ですべてをまかなうのは困難で、家族に金銭的な支援を仰がざるをえない事例が相次いでいる。

費用負担については、民主党が昨年9月に凍結の方針を打ち出した。自公両党のプロジェクトチームも昨年12月、「低所得者の負担を更に軽減するなど、負担の応能的な性格を一層高める」と提言した。

こうした見直しは私たちも賛成だ。さらに、応益負担制度そのものの廃止や、全額を公費で負担する

ことも検討してほしい。

もう一つの柱である障害者程度区分にも問題が多い。

法の施行で、障害者は障害の程度で最重度の6から軽度の1まで6段階に区分されるようになった。

認定には106の判定項目が使われるが、79項目は介護保険の要介護認定と共通で、障害者独自の項目は27しかない。これでは知的や精神、身体で異なる特性を考慮することはできないし、同程度の障害を持つ人が自治体によって異なる程度に認定されるなどあいまいなケースも出ている。

とはいえ、区分によって使えるサービスや料金が決められているので、認定を避けるわけにはいかない。

たとえば、50歳未満の場合、生活介護事業を使えるのは区分3以上で、入所施設は区分4以上だ。ショートステイは、区分1であれば1日490円で利用できるが、区分6では890円かかる。

米カリフォルニア州では障害が判明すると、本人や家族、医師、ケースワーカーらが相談し、本人のライフステージや発達に応じてどのような支援が必要かという個別の計画を作る。こうした形が、本来のあり方であり、自立を促すことになるのではないかな。

にもかかわらず、与野党の見直し案や改正案は「区分」の厳格化に言及するだけで、区分を廃止しようという考えはないようだ。私は、人間を単純な数字で区分する発想そのものにも疑問を感じている。この点の見直しも強く求めたい。

(2008年3月13日(木) 朝日新聞「私の視点」より転載)

おたよりコーナー

- お手紙・絵・写真(施設の行事なども)お送りください。
- 困っていること・ご意見・ご質問などお聞かせ下さい。



事務所移転のお知らせ

H20年4月より神戸市知的障害者施設家族会連合会(こうべかぞくねっと)を設立しました。

それにともない事務所を下記へ移転いたしました。

〒650-0016 神戸市中央区橘通3-4-1
神戸市立総合福祉センター2F
神戸市知的障害者施設家族会連合会内

TEL.078(371)3930 FAX.078(371)3931

mail : h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

URL : <http://www15.ocn.ne.jp/~h-kazoku/>

事務局(月・水・金10:00~4:00)

編集後記

☆平成19年度は、諸般の事情により、発行が送れ皆様には大変ご迷惑をお掛けし申し訳ございませんでした。この間も、全施連・全国大会、中央研修会、家族会大会、全国統一集会、各ブロック研修会等、活躍した多忙な1年であり、自立支援法の応益負担、障害程度区分の見直し等、国に対し陳情、署名運動を展開して参りました。皆様のご協力に対し厚くお礼申し上げます。

☆平成20年度広報部会は、新組織でスタートし新しい記事を登載するよう企画しております。皆さん、どしどし投稿してください。

☆この家族会が力を合わせ、障害者を支えて、希望がもてる世の中にしたいと願っております。今後とも一層のご協力を切にお願い申し上げ編集後記といたします。(T.K)

広報委員長 蔵屋 健夫

広報委員 笹川かほる 芝 陽子 呉 珀華

事務局 南波 孝子 丸岡 啓子

《表紙題字 芝 貴弘 氏(尼崎武庫川園)》